

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平  
sugita@century-law.com

労働・傷病兵・社会問題省

ベトナム社会主義共和国

海外労働管理局

独立-自由-幸福

No.606/QLLDNN-NBDNA

特定技能労働者の提供又は日本への送付

ハノイ市、2020年3月27日

契約に関するガイダンスの件

特定技能労働者の日本への送付事業を実施する企業 御中

2019年5月20日に締結されたベトナム国労働・傷病兵・社会省と日本国法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁との間の協力覚書（MOC）に基づくベトナム人特定技能労働者の日本への送り出しを効率的に実施するために、海外労働管理局は、送付機関が以下の内容について、日本のパートナー及び労働者と協議、合意するよう要求する。

## 1. 労働者提供契約

### 1.1. 送付機関と契約を締結するパートナー

送付機関と特定技能労働者の受け入れ契約を締結する日本パートナーは、職業紹介事業を実施する組織又は特定技能労働者を直接に受け入れる組織である。

建設業の特定技能労働者に関して、日本国国土交通省は、全ての協力契約が当該省により管理される建設技能人材機構（JAC）と締結されることを定めている。JACは、建設技能人材を受け入れ、当該人材を日本における受入機関に紹介する。

### 1.2. 労働者提供契約の内容

送付機関は、労働・傷病兵・社会省の2013年10月15日付通達第22/2013/TT-BLDTBXH号の規定に従う労働者提供契約の内容について日本のパートナーと協議し、合意する。合意の内容は以下のものを含む。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平  
sugita@century-law.com

- a) 日本側が要求する技能及び外国語の基準を満たすために、労働者が受ける技能及び外国語教育費用について、日本側により支給される。送出機関は、労働者から教育費用を徴収しない。教育費用は、労働者提供契約に記載される送出機関の銀行口座に振り込まれる。  
  
労働者が当該費用を事前に自払いした場合（技能実習2号、技能実習3号のプログラムを完了した技能実習生を除く。）、労働者が当該費用を支払ったことを証明する書類に基づき、送出機関は、当該労働者に対する援助費用の支給について日本のパートナーと協議、合意する。  
  
しかし、支給される援助費用は、当該送出機関における同様な業務の技能及び外国語の教育費用を上回らない。
- b) 日本側は、労働者の日本への渡航のための航空費用を支払う。契約終了の時に帰国するための航空費用の支払いは、労働者と使用者の合意に従う。
- c) 日本で勤務する間、労働者は、日本人と同様に、賃金、労働安全・保護、各種の保険等を受ける。また、労働者が契約を履行する期間中、使用者は、労働者に対して清潔な宿泊場所を配置する責任を有し、労働者は、家賃を支払う。労働者が一時的な帰国を希望する場合、使用者は、規定に従い、労働者が休暇を取得できるように配置しなければならない。
- d) 労働者が傷害を負うことを理由に勤務を継続できない、または死亡した場合、使用者は、労働者又は労働者の死体の母国への搬送及び規定に従う保険料の支給を受ける手続きの実施にサポートする。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平  
sugita@century-law.com

- e) 日本側は、労働者による送出機関に支払う手数料の一部を援助する責任を有する。援助の金額は、当事者の合意によるが、労働契約に基づく賃金1ヶ月分に相当する金額に下回らない。当該金銭は、労働者提供契約に記載される送出機関の銀行口座に一括で振り込まれる。

## 2. 労働者の日本への送出契約

送出機関は、労働・傷病兵・社会省の2013年10月15日付通達第22/2013/TT-BLDTBXH号の規定に従う労働者の日本への送出契約の内容について日本のパートナーと協議し、合意する。合意の内容は以下のものを含む。

### 2.1. 勤務地の変更における労働者の義務

労働者が新たな勤務地に転勤した場合における労働者による送出機関への事前通知義務、事前通知期間について規定する。

### 2.2. 紹介料

労働者から徴収できる手数料の上限については、労働・傷病兵・社会省の2007年9月4日付共同通達第16/2007/TTLT-BLDTBXH-BTC号の規定に従う。具体的には以下の通りである。

- a) 労働者は、1年間勤務にあたり、契約に基づく賃金の1ヶ月分に相当する金額を超えない金額を手数料として送出機関に支払う。但し、手数料総額は、一人労働者あたり一つの契約につき、契約に基づく賃金の3ヶ月分に相当する金額を超えない。しかし、日本側は、送出機関に対して、手数料の援助として少なくとも賃金の1ヶ月分に相当する金額を支払う。そのため、手数料は、（一人労働者あたり一つの契

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平  
sugita@century-law.com

約につき、契約に基づく賃金の3月分に相当する金額を超えない金額)  
から（日本側から受領した送出手数料）を引くものである。

- b) 技能実習2号、技能実習3号のプログラムを完了し、特定技能労働者として受け入れる条件を満たす技能実習生の場合、送出国は当該労働者から手数料を徴収しない。

当該公式な文書を実施する過程において、困難または問題が発生する場合、研究・解決するために、各企業は海外労働管理局に連絡する。

受領先：

上記の通り

労働・傷病兵・社会問題省大臣（報告のため）

海外労働管理局局長（報告のため）

ベトナム労働者の海外への送出国委員会

海外労働管理局の指導者

海外労働管理局局に属する機関

海外労働管理局書類保管担当部門

海外労働管理局局長代表

副局長

ファム・ヴィエット・フォン